

公務員関係判例研究会 平成 25 年度 第 8 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 25 年 12 月 19 日 (木) 16:30～17:45

2. 場所 総務省共用 1101 会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士 (座長), 石井弁護士, 石津弁護士, 植木弁護士, 上野弁護士, 大田黒弁護士, 大森弁護士, 島村弁護士, 鈴木弁護士, 高田弁護士, 田中弁護士, 松崎弁護士, 峰弁護士, 森末弁護士, 山本行政訟務課付検事 (五十音順)

(事務局) 人事・恩給局 井波次長, 吉牟田恩給企画課長, 古賀参事官, 石津調査官, 植原争訟専門官, 石川争訟専門官

4. 議題: 最近の裁判例の評釈

○ 公務員の政治的行為の規制に関する最高裁判決について

5. 議論の概要

(1) 最初に, 会員の一人から, 次のとおり, 議題に関する報告が行われた。

○ 平成 24 年 12 月 7 日に最高裁第二小法廷が示した判決では, 国家公務員法第 102 条違反が問われた二つの事案について, 厚生労働省の課長補佐であった元職員について有罪とし (いわゆる世田谷事件), 他方, 旧社会保険庁の出先機関の係長相当職であった元職員について無罪とした (いわゆる堀越事件)。両判決について, 昭和 49 年のいわゆる猿払事件の最高裁大法廷判決との関係をどう考えるか, また, 刑罰ではなく懲戒処分による対応についてどう考えるか。

○ 猿払事件では, 「公務員の政治的中立性を損なうおそれのある政治的行為」の禁止を合憲と判断したが,

- ・堀越事件では, 禁止の対象となる行為は「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるもの」であるとし, その該当性は, 公務員の地位, 権限, 行為の態様等の諸般の事情を総合的に判断するのが相当とした。具体的には, 8つの要素 (①指揮命令や指導監督等を通じて他の職員の職務の遂行に一定の影響を及ぼし得る地位 (管理職的地位) の有無, ②職務の内容や権限における裁量の有無, ③勤務時間の内外, ④国ないし職場の施設の利用の有無, ⑤公務員の地位の利用の有無, ⑥公務員により組織される団体の活動としての性格の有無, ⑦公務員による行為と直接認識され得る態様の有無, ⑧行政の中立的運営と直接相反する目的や内容の有無) を列挙した上で, 事案を検討し, 無罪とした。

- ・他方, 世田谷事件では, 同様の考え方で事案を検討し, 「国民全体の奉仕者として政治的に中立な姿勢を特に堅持すべき立場にある管理職的地位の公務員が殊更にこのような一定の政治的傾向を顕著に示す行動に出ているのであるから, 当該公務員による裁量権を伴う職務権限の行使の過程の様々な場面でそ

の政治的傾向が職務内容に現れる蓋然性が高まり、その指揮命令や指導監督を通じてその部下等の職務の遂行や組織の運営にもその傾向に沿った影響を及ぼすことになりかねない」とし、「公務員及びその属する行政組織の職務の遂行の政治的中立性が損なわれるおそれが実質的に生ずる」として、有罪とした。

- 最高裁は、両判決は、猿払事件とは事案が異なり、判例を変更するものではないと述べている。
- 猿払事件において、懲戒処分と刑罰は、その目的、性質、効果を異にするものと判示されている。今回の両判決により、刑罰の適用は抑制的になる可能性があるが、懲戒処分については別と解し得るのではないか。ただし、上述の8つの要素は、懲戒処分についても量定に際し考慮すべき事項であろう。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

(ア) 両判決と猿払事件との関係について、次のような議論があった。

- 実質的には判例を変更したといわざるを得ないのではないか。
- 確かに猿払事件とは事案が異なっており、そのためケースバイケースの判断を示したということであり、判例を変更したとはいえないのではないか。
- 政治的中立性を損なう「実質的なおそれ」について、事前に判断することが難しい場合もあるのではないか。
- 政治的中立性を損なう「実質的なおそれ」を判断するための要素が列挙されているが、裁判所は、実際に8つの要素を同程度に考慮していないのではないか。事案によって、各要素の軽重は異なっているのではないか。

(イ) 両判決の今後の影響について、次のような議論があった。

- 猿払事件は現業公務員について、堀越事件は外局の職員についての判決であったが、いずれの組織も既に廃止されている。これに対して、世田谷事件は、典型的公務員の政治的行為を有罪とした。ここに意義があるのではないか。
- 少なくとも管理職の行為は、非組織的かつ非公然であっても違法と考えられることを示している点では、分かりやすい判決ではないか。
- 部下のいないスタッフ職の場合、無罪と判断されることになるのではないか。
- 猿払事件と今回の世田谷事件の論旨を併せて考えると、組織内で権限なり影響力なりを有していれば、部下の有無にかかわらず、政治的な中立性を損なう実質的なおそれがある、と判断され得ることになるのではないか。

(ウ) 両判決の背景にある社会的事情について、次のような議論があった。

- 猿払事件当時の政治運動、社会運動の衰退、また、公務員の地位が国民にとっては一はだ軽いものになったことが、両判決の背景にあるのではないか。

(3) 次回会合は、1月16日(木)に開催することとした。